

令和5年第7回始良市教育委員会定例会

令和5年7月5日(水)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時00分

加治木総合支所南庁舎3階大会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 中間委員 岩元委員 藤田委員

2 教育委員会事務局の出席者

北野教育部長 湯田次長兼教育総務課長 吉元学校教育課長補佐
享保次長兼社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健体育課長 杉尾国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第17号	始良市新学校給食センター整備基本計画の策定に関する件	可決
議案第18号	始良市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する件	可決
議案第19号	始良市立図書館協議会委員の任命に関する件	可決
議案第20号	始良市学校施設バリアフリー化整備計画の策定に関する件	可決
議案第21号	始良市教育委員会委員の辞職同意に関する件	同意

4 議事録

教育部長 ただいまから令和5年第7回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議題は、議案のみ5件となっておりますので、よろしくお願ひいたします。また本日は、会議終了後に7月25日に自治会館で開催されます市町村教育委員研修会の意見交換会のテーマとなっております「郷土教育について」の勉強会を行いますので、委員の皆様方よろしくお願ひいたします。それでは、これ以降の議事の進行につきましては、小倉教育長にお願ひいたします。

教育長 それでは会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、本日の会議は公開することとします。まず日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。皆様、前回会議の議事録の承認・署名は、お済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様から、何かご報告はございますでしょうか。

委員 おはようございます。今、学校訪問で子どもたちの様子なども見させていただいているところです。学校によって様子がちょっと違ったりするところもありますけれども、また今後も様子を見ていきたいと思ひます。それからインフルエンザが流行しているようで、学校によっては学級閉鎖などの対応もされていたようですが、様子などを聞かせていただければありがたいです。以上です。

教育長 ほかにございませんか。

委員 おはようございます。6月1日、2日に始良公民館で開催された第1回始良市子ども・子育て会議に出席してまいりました。会議では、前年度の事業実績報告や第3期事業報告のほか、始良市子ども館の運営方針について報告があり、地域子育て拠点の事業や一時預かり事業、また職員体制計画などの説

明がありました。以上です。

教育長

よろしいですか。それでは、私の方からご報告申し上げます。

今、委員からありましたが、学校の感染状況ですけれども、子どもたちのインフルエンザで2クラス程学級閉鎖したところがありましたが、コロナの方は、どちらかというとな大人の方、教職員が学校によっては7人感染して、市の教育委員会の方から指導主事を派遣して、授業の加勢をしたりという状況もございました。水・木・金曜日に午前授業にして、子どもたちを早退させたという学校がありました。

今少しは落ち着いておりますけれども、やっぱり根絶するのは難しいと思っ
ているところがございますので、気を引き締めていきたいと思ひます。

それでは議事に入っていきたいと思ひます。

日程第3、議案第17号「始良市新学校給食センター整備基本計画の策定に
関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(保健体育課長)議案第17号「始良市新学校給食センター整備基本計画の策
定に関する件」について説明いたします。

本件は、始良市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第6号に規定
された、「教育機関の施設及び設備の重要な整備に関すること」として、教
育委員会の議決を求めるものでございます。

資料1ページからになります。始良市新学校給食センター整備基本計画につ
きましては、令和4年10月から業務委託により策定作業を進め、3月末に
基本計画の素案ができましたので、パブリックコメントにより市民の皆様か
ら意見をいただいたところです。素案の詳細については、4月に開催しまし
た教育委員研究会で説明をしていますので省略させていただきまして、本日
は、パブリックコメントにより素案を修正した箇所について市の考え方を説
明させていただきます。

資料の3ページをお開きください。まず、パブリックコメントの実施状況に
ついて説明いたします。

「1 集計結果等」ですが、(1)実施期間は、4月21日から5月22日ま
での約1か月間、ホームページ等で計画の素案を公表し意見を募集しました。

(2)提出方法、提出人数及び意見の数については、意見を提出された方が
24名で、意見の数が48件ございました。

「2 パブリックコメントの意見に対する検討事項」ですが、48件のうち1
件が検討事項として基本計画の素案の内容を修正したのになります。

「3 その他、パブリックコメントの主な意見」については、基本計画に関
連のある意見が14件あり、それぞれ素案のページ、意見の主な内容、市の
考え方を記載しております。

それでは、「2 パブリックコメントの意見に対する検討事項」について説明いたします。基本計画素案の17ページから19ページに対する意見で、意見の主な内容としましては、「幼稚園給食は、調理方法や給食開始時刻など、小中学校と一緒に作るのは適さない。幼稚園の調理スペースを別で確保し、区切った方がよいと、栄養教諭とのヒアリングで意見したが反映されていない。新学校給食センターをスムーズに運営するためにも、重要な事項なので、再度検討してほしい。」との意見をいただきました。

幼稚園給食は、学校給食法の適用を受けないことや給食時間が早いことなど調理や配送に大きな影響を及ぼすことになることから、市の考え方としましては、ご意見を踏まえまして「18ページの(5)平面計画の四角内に、「幼稚園給食は、給食開始時間等を踏まえ、調理作業スペースを区分けするなど安全面に配慮する。」の記述を追加します。」としたところです。

資料の2ページをご覧ください。基本計画18ページの修正内容になります。(5)平面計画の四角内に黒丸の上から7番目に灰色で強調してある部分が先ほど説明した市の考え方を追加した部分になります。

また、本日で配付しました、基本計画(原案)の26ページをお開きください。概算事業費が掲載されておりますが、素案の段階では38億3,427万円でした。これは、令和4年度の資材単価、労務単価で試算したものでございましたが、現在ご存知のとおり物価高騰が著しいことから、改めて令和5年度の資材単価、労務単価で再算定をした結果、39億5,967万円となったことから、概算事業費についても修正をしたものでございます。

原案の7ページをお開きください。同じく事業費の見直しをした関係で修正をしております。「整備に係る費用」の欄をご覧ください。4行目の「現在の単価で再計算すると合計43億円になります。」というところを、「合計44億円になります。」と修正しております。以上で説明を終わります。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。新学校給食センター整備基本計画の全体に対してご質疑ございませんでしょうか。

委員 先ほどパブリックコメントであった意見で、幼稚園は給食の開始時間等を踏まえて、調理作業スペースを区分けするなどの文言がありましたけれども、そうすることによって給食センターの負担が増えると考えられますか。

事務局 (保健体育課長)お答えします。作業スペースを区切る、別にするということになりますと、そこはやはり専用の調理員等が必要になってくるかと思えます。従いまして、今回最低でも60名程度は新学校給食センターに必要なんじゃないかと試算しているところですが、もう少し必要になるかもしれないと考えているところです。以上です。

教育長

施設を見直すとか配送車を1台増やすとかいうことも含めて、今後検討していきます。

27ページをご覧ください。スケジュールが書いてありますが、「従来方式」というのは、今までのやり方ですね。「PFI方式」というのがあります。これは一言でいえばいわゆるローンのようなものです。やり方に違いはありますけれども、いずれにしても令和9年9月から供用開始します。7月までは現在の運用で、夏休みの1か月間で調理員さんにも慣れていただいて、9月スタートをする計画です。

ここまで長引いたというのは、始良市はここ数年、箱物が立て込んできたんですね。まず、松原なぎさ小が平成27年に、それに給食室別棟を造らなくてはならなくなった。それから消防庁舎を造ったり、火葬場を造ったりというのが続きました。次に給食センターをと思っていたら、新庁舎建設が出てきた。財政的に見たら、起債いわゆる国に借金をした場合、どちらが率がいいかというところ、合併推進債の充当率が高いのは庁舎建設の方。給食センターというのは起債の充当率があまりよくないものですから、新庁舎を先に造ることになりまして、どうしても遅れてしまいました。これは教育委員会が手間取っていたわけではなくて、そういった財政上の状況もあったということで、ご理解いただきたいと思います。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

なければ、異議なしと認めます。議案第17号「始良市新学校給食センター整備基本計画の策定に関する件」については可決されました。

次に日程第4、議案第18号「始良市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(保健体育課長)議案第18号「始良市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する件」について説明します。

資料は、6ページからになります。始良市スポーツ推進審議会につきましては、本市のスポーツ推進に関する事項について調査審議するため、スポーツ基本法第31条の規定に基づき設置されているものです。

委嘱する委員につきましては、始良市スポーツ推進審議会条例第3条に基づき、スポーツに関し専門的知識を有している方など、9名を委嘱しようとするもので、任期は委嘱の日から令和7年3月31日まででございます。

委員名簿につきましては、7ページをお開きください。委員は、スポーツに関し専門的な知識を有する者として各種スポーツ団体の代表者、小学校体育連盟会長、中学校の校長の代表及び学識経験者となっております。今回、始良スポーツクラブ理事長、小学校体育連盟会長、中学校の校長及び学識経験者の4名が新任となり、そのほかの委員は継続して委嘱するものです。

始良スポーツクラブは理事長の交代によるもので、小学校体育連盟会長及び中学校代表は輪番での交代となります。学識経験者の池袋様につきましては、始良市弓道連盟の会長及び鹿児島国体の弓道競技成年女子の監督を務めるほか、加治木中学校の部活動指導にあたるなどスポーツに関して広い見識があることから学識経験者として委嘱しようとするものでございます。
なお、審議会の審議事項につきましては、主に令和5年3月に策定した第2期始良市スポーツ推進計画の効果検証について審議していただく予定としております。以上で説明を終わります。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。何かご質疑ございませんでしょうか。
なければ、質疑なしと認めます。お諮りします。議案第18号は、事務局から提案のとおりする可決することにご異議ございませんか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第18号「始良市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する件」については可決されました。
次に日程第5、議案第19号「始良市立図書館協議会委員の任命に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします

事務局 (社会教育課長)資料の10ページをお開きください。
議案第19号「始良市立図書館協議会委員の任命に関する件」について ご説明いたします。
図書館協議会は、図書館の運営に関する事項を調査審議いただく会ではありますが、教職員の異動等に伴い、3名を前任者の残任期間として委嘱するものです。
11ページをお開きください。委員名簿(案)のうち、学校教育関係者の1番、山田小学校の山崎誠校長、2番、北山小学校の森田常人教頭、3番、始良小学校の司書補の末次由賀子さん、以上3名を後任としてお願いしたいと考えております。
なお、第1回図書館協議会は、7月11日(火)を予定しております。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。何かご質疑ございませんでしょうか。
それでは、質疑はなしと認めます。お諮りします。議案第19号は、事務局から提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 19 号「始良市立図書館協議会委員の任命に関する件」については可決されました。
次に日程第 6、議案第 20 号「始良市学校施設バリアフリー化整備計画の策定に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) それでは資料の 14 ページをお開きください。
「始良市学校施設バリアフリー化整備計画の策定に関する件」についてご説明いたします。
昨年度、始良市立の小学校、中学校及び幼稚園の施設整備に関して必要な事項を検討するために、地域社会及び地域組織等の代表、保護者の代表、教職員の代表など 10 人以内で組織する「始良市学校教育施設整備等検討委員会」を設置しております。昨年度は、「始良市学校施設バリアフリー化整備計画」の素案の策定作業を行いました。
このバリアフリー化整備計画は、学校において、身体的な制約や障害を持つ児童生徒や教職員等に対して、円滑な移動や利用が可能な環境を提供するための整備を進めるために策定するものであります。
この計画の素案については、5 月 22 日から昨年 6 月 20 日までのおよそ 1 か月間、市民の誰もが閲覧し、意見を投書できるよう、市のホームページと、市役所の各支所 3 か所の情報公開コーナーで公開するパブリックコメントを実施したところでしたが、意見はございませんでしたので、これを計画書の案としたところであります。
まず、この計画の背景には、法律の改正への対応があります。令和 2 年 5 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、小中学校がバリアフリー化を義務付ける「特別特定建築物」に追加されています。この改正により、令和 3 年 4 月以降に新築等する公立の小中学校については、国土交通省の定める「バリアフリー基準」への適合が義務化され、既存の公立小中学校については、この改正の附帯決議で、バリアフリー化の整備目標を定めて取り組むことが努力義務とされました。
資料の 15 ページをお開きください。「始良市学校施設バリアフリー化整備計画」に記載した内容について、その概要を説明いたします。この計画の背景と目的については、さきほどの説明のとおりです。
次に、この計画の位置付けについて、補足になりますが、最上位には、第 2 次始良市総合計画があり、「安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設や設備の環境整備のひとつとして、学校のバリアフリー化を進める」ことを施策の方向性で明記しております。また、第 2 次始良市教育振興基本計画で

は、「教育環境の整備・充実を目指す」とした取組の主なもののひとつに、学校のバリアフリー化を明記しています。

次に、計画期間について補足しますと、資料に記載のとおり、令和7年度までを重点取組の期間としております。また、始良市全体の実施計画においては、予算配当の上限額は、今のところ、毎年度4,200万円とされたところがあります。

次に、対象施設について説明いたします。公立幼稚園のバリアフリー化整備については国の財政支援の対象とされているところではありますが、これまでも必要に応じた整備を行ってきており、大規模な整備を計画する予定はありませんので、この計画では、公立の小中学校を対象としたところがあります。次に、バリアフリー化の課題について説明いたします。身体的な制約や障害を持つ方々に対して、円滑な移動や利用が可能な環境を提供するために、既存の建物に対して、限度のある予算の中で、どの程度までの整備が合理的、かつ効果的であり、誰もが妥当性を認める、その程度や範囲がバリアフリー化における課題になります。

例えば、建物への入り口や出口、駐車場など、車椅子や歩行補助具を使用する方もスムーズに移動できるよう、大きな高低差や障害物を避けるために、土地を削ったり、盛り土をしたりするなど造成工事が必要になってきます。また、利用者が目的地に迷わずたどり着けるように、文字や記号の大きさ、明瞭さにも配慮し、視覚障害を持つ人々も情報を得やすい環境とするための適切な案内表示をしたり、案内放送や情報掲示板は、音声や視覚だけでなく、文字や点字などのプレートをどの程度設置するか考慮しなければならないと思っています。また、身体的な制約や障害を持つ児童生徒や避難所の避難者が容易に利用できるよう、安全に移動できるよう、スロープや車いす使用者用トイレの設置、校舎が複数の棟に分かれている場合には、全ての校舎にエレベーターを設置するかなど、配分する予算の程度など、本市の厳しい財政状況下では、全てを整備することは現実的ではないことや、多くの校舎が老朽化し、建替えや大規模改修の具体的な計画を進める時期にあることも考慮したとき、実行性のあるバリアフリー化計画にどの程度の整備内容を盛り込むかが、悩ましいところでありました。

資料の16ページをお開きください。こちらの中段に「バリアフリー化整備の内容」を記載しております。始良市内の小中学校には、解消すべき3センチ以上の段差が700か所以上ありまして、その中から段差がおおむね1メートル以下の687か所、車いす使用者用トイレが31か所、車いす使用者エレベーターは0か所と計画をしたところがございます。

次に、「整備優先度の選定」について、これは、7年度までの重点取組の期間中に、限られた予算の中で、費用対効果を出しながら、効果を最大化するためには、優先順位を定めて取り組むということで記載をしております。こ

の基準について計画書にも記載をしたところでもございました。

バリアフリー化整備計画の詳細な説明については、今回いたしませんけれども、この計画を作成した経緯、そして基本的な考え方、今後の取組予定をとりまとめた計画となっております。

また、3か年間で、先ほど申し上げた通り全ての整備を行うのは、かなり現実的ではなくて難しいと考えております。ただこの計画書の中ではエレベーターを含めて、目標値は100%としております。これは今後、学校施設の長寿命化計画を改めて見直して整備を進めていく場合に、このバリアフリー化計画との整合性を図るために、あくまでも目標は100%ですということを示しております。そのためのこの計画については、将来的にも整備するものを含めて市民に対して、本市の方針を示すための計画として策定したところでもございます。

資料の17ページにつきましては、バリアフリー化に関連した法令・制度改正、そして教育総務課の取組の経過を記載しております。以上です。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。何かご質問ございませんでしょうか。

委員 段差解消のためのスロープなんですけど、角度が急な所もあれば、緩やかな所もあるんですけど、基準は決まっているんでしょうか。

事務局 (教育総務課長) スロープの勾配は、屋内は1/12、屋外は1/20です。校舎と校庭の段差が約3メートルの所もあるんですけど、それでいうと60メートルのスロープとなるので、ちょっと現実的ではないということで、今回は段差1メートル以内のものを整備する計画に盛り込んであります。

教育長 例えば永原小や始良小の段差が高いです。昔は上に校舎を造って、階段を下りて下にグラウンドをというパターンが多かったんですけど、そこにスロープを付けなさいという話です。国に確認したら、3メートルであっても付けなさいと。とてもじゃないけど、60メートルというスロープは、相当なものになります。基本的なスタンスとしては、出来ることを出来る範囲でやる。令和7年度までなら1/2の補助をする、それから先は1/3補助、期限までにできなかったら公表されるということですが、豊かな市町村ならできるでしょうけれどもといったところです。

委員 学校というのは、全てが緊急避難所に指定されているわけではないのですか。

事務局 (教育総務課長) 避難所が確保されるまでの一時的な避難場所として、重富小

学校の体育館が指定されています。それ以外は避難所に指定されています。ですので、今回はまず避難所に指定されている体育館には、車いす利用者用トイレを設置する計画で盛り込んでおります。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

委員 先ほど 100%という数字が出たのですが、これは令和7年度までの3年間までの間に100%ということでしょうか。それとも、令和8年度以降はバリアフリー化計画において、学校施設の長寿命化と一緒にするというのではありませんけれど、どう捉えたらいいのでしょうか。

事務局 (教育総務課長)実施計画では、令和6年度、7年度に各4,200万円計画されていますので、その中で工事を行う計画です。それについては1/2国の補助が貰えます。今回この計画は将来的に整備すべき箇所というのも定めておりまして、令和8年度以降は後年の長寿命化計画の中でバリアフリー化を盛り込んで、その中で合わせて整備をするということ考えているところです。

委員 国からの補助金が1/2出るが、半分は始良市も出さないといけないんですよ。補助の期間を過ぎると、あとは市が全部を出さないといけないということなんですよ。

事務局 (教育総務課長)バリアフリー化計画の国庫補助については1/2です。その他に、避難所になっていますので、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業というのがございます。これを使いましたら交付税措置が更に70%補填されるということもありますので、それらのことを併用しながら一般財源の持ち出しを少なくしたいとは考えています。

教育長 交付税措置70%というのをもっと分かりやすく説明してください。

事務局 (教育総務課長)例えば国が1/2補助し、一般財源で市が1/2負担する場合に、その市負担分を先ほどの事業債で借金した場合、そのうちの7割程度が国から交付税措置されるということです。

教育長 2,000万の事業費の場合、1,000万円起債をすることで、その7割が交付税措置される。だから市の持ち出しは300万円で済むという話ですけど、実際、その交付税措置というのは、あんまりよくわからない。実際にはそれだけの額は来ないかもしれないです。

委員 資料に、車いす用のトイレの新設というのが 900 万円位、あと浄化槽の接続とありますけれども、近くにトイレがない所は浄化槽も作らないといけないということですよ。

事務局 (教育総務課長) そうです。まずは体育館の近くに車いす用のトイレを作ろうとした場合に、そもそも体育館に浄化槽をつないだトイレがなければ、浄化槽も作らないといけないということになりますので、トイレを設置するために必要な工事というのは全て盛り込まれています。

委員 合わせて、館内にできない、そのトイレに行く所に段差があれば、そこもまたスロープ改修もしないといけないということですよ。

事務局 (教育総務課長) その通りです。

教育長 ほかにございませんか。なければ質疑はなしと認めます。お諮りします。議案第 20 号は、事務局から提案のとおりする可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 20 号「始良市学校施設バリアフリー化整備計画の策定に関する件」については可決されました。

(中間委員退席)

教育長 次に、日程第 7、議案第 21 号「始良市教育委員会委員の辞職同意に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (教育総務課長) 議案第 21 号「始良市教育委員会委員の辞職同意に関する件」についてご説明いたします。この度、中間委員より一身上の都合により、令和 5 年 8 月 31 日をもって教育委員を辞職したい旨の辞職願が、6 月 12 日付けで提出されました。中間委員の任期は、令和 4 年 5 月 14 日から令和 8 年 5 月 13 日まででございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定により、「教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる」とされておりますことから、本定例会において教育委員会の同意を求めるものでございます。辞職の同意について議決をいただいた場合は、令和 5 年 8 月 31 日をもって辞職となり、後任の教育委員については、7 月 7 日の市議会本会議で市長から議案が提出されることとなります。

なお、自己の一身上に関する事件について、その議事に参与することができませんので、中間委員は、現在、別室に控えていただいております。

質問、意見はございませんか。

なければ質疑はなしと認めます。お諮りします。議案第 21 号は、事務局から提案のとおり同意することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 21 号「始良市教育委員会委員の辞職同意に関する件」については同意することに決定いたしました。

(中間委員着席)

教育長 次に、日程第 8、事務連絡です。委員の皆様から何かご連絡ないですか。なければ事務局から何かありますか。

なければ、最後に行事予定の確認をお願いいたします。

(各課より順次説明)

ただ今の行事予定について何かご質問ございますか。

委員 一件、ご報告いたします。加治木ロータリークラブが開催していた台湾員林市との児童生徒の派遣事業について、6月に国際ロータリーの方から通知が来ました。その内容は、海外に 14 歳未満の子どもを派遣する際には、保護者若しくはそれと同等の者が随行すること、なお且つホームステイの家庭にもその保護者若しくは保護者に代わる者が随行することという規定が適用されることになったということです。6月中旬にこちらから 6 名台湾へ行って協議をしたのですが、そういう状況ではちょっと実施は無理だろうとなりました。台湾にしても、受入れ・派遣ともにちょっと難しいだろうということで、ここ 2 年間協議を置くという時期にしたいということになりました。そこで、まだ正式の決定ではないのですが、宮城県の仙台市のすぐ南側にある岩沼ロータリークラブと姉妹盟約を結んでいます。今年の 2 月に私も伺ったんですが、まだまだ被災地が残っているんです。高速道路を 1 本隔てて海側に行くと全く家がない、そういう状況をまだ見られます。そこには何十軒も家があったそうなんです。そういったところに子どもたちを連れていけないだろうかということで今模索しているところです。以上です。

教育長 それでは、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等については、当局に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任いただきました。以上で、令和5年第7回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦勞様でした。

全員 ありがとうございます。